らに類する書類並びに当該従業員に係る名簿を添付すること。

２　９．（２）に記載した内容の事実を証する書類として、国家戦略特別区域の区域外にある事業所において常時雇用する従業員に係る雇用契約書及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し又はこれらに類する書類並びに当該従業員に係る名簿を添付すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。